

中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げワーキンググループの開催について

平成29年9月1日
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた
関係省庁連絡会議決定

1. 中小・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備等の観点から、中小企業・小規模事業者に必要な対策等について、省庁横断的に検討を行うため、内閣官房副長官（参）の総覽の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座長 内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
座長代理 厚生労働省労働基準局長
主査 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
中小企業庁次長
構成員 警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）
総務省大臣官房審議官（情報流通常行政局担当）
国税庁長官官房審議官
厚生労働省生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房審議官（兼食料産業局）
国土交通省総合政策局次長
環境省環境再生・資源循環局次長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。